

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い**下関市**

市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険等への加入徹底の観点から、国・県の要請により、令和6年3月から適用する設計労務単価を引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして令和6年3月1日から適用することとしました。

ご承知のように、公共工事発注機関においては、令和元年6月に改正された品確法等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

市としましては、公共工事設計労務単価（設計業務委託等技術者単価）の上昇が、確実に技能労働者の賃金引き上げ及び職場環境の充実につながり、労働環境の改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えています。

つきましては、引き続き下記事項への特段の配慮をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

【令和6年3月1日以降適用】